



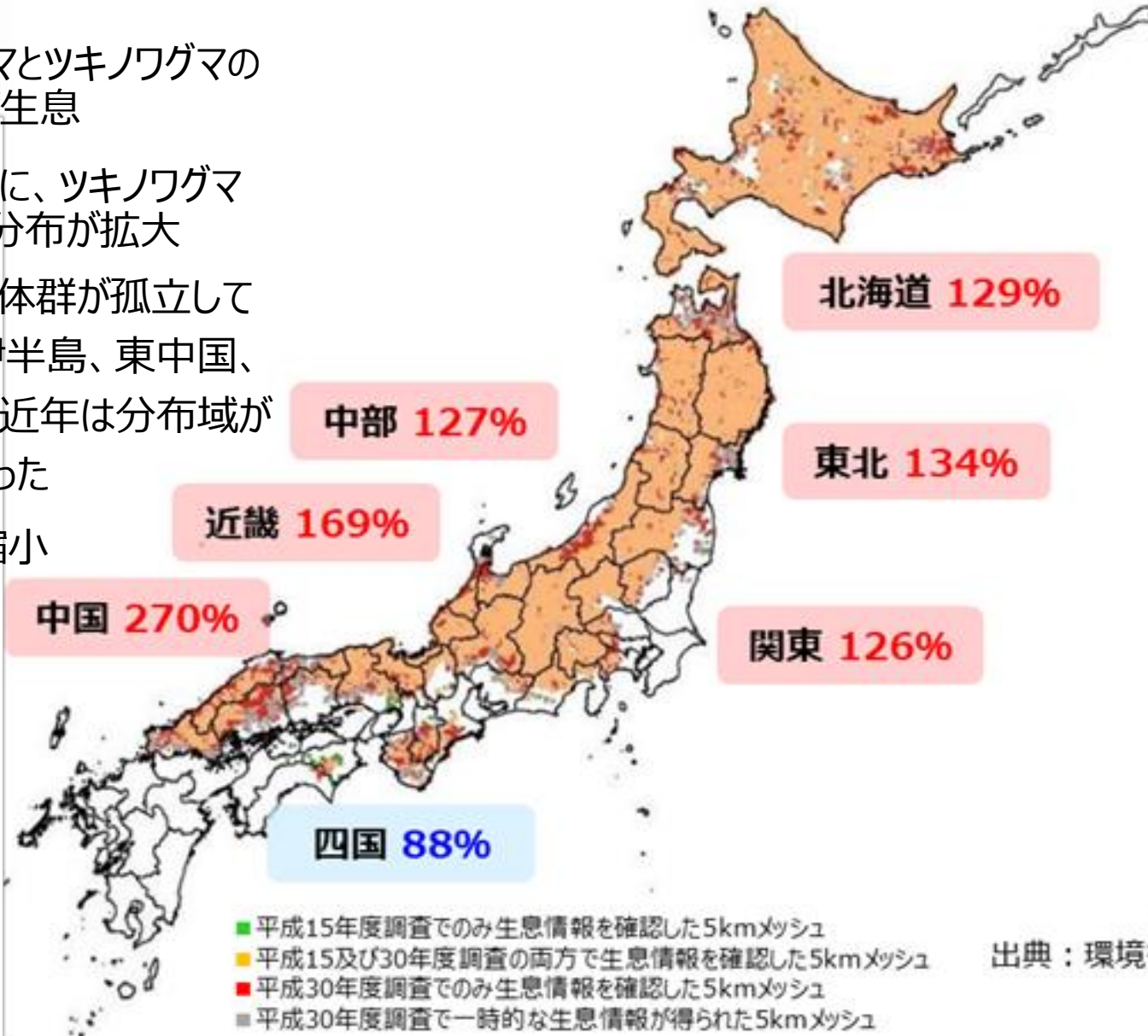
東北地方における クマの現状と事故対策について

東北地方環境事務所 野生生物課

令和8年6月24日

クマの分布の拡大

- 日本には、ヒグマとツキノワグマの2種類のクマが生息
- ヒグマは北海道に、ツキノワグマは本州以南で分布が拡大
- 1990年代は個体群が孤立していた地域（紀伊半島、東中国、西中国等）も、近年は分布域がつながるようになった
- 四国は分布が縮小



クマの分布拡大・生息数増加の要因

【分布拡大の要因】

- 人口減少・少子高齢化、都市への一極集中等に伴う中山間地域での人間活動の低下
- 里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加等により、市街地等の周辺がクマの生息に適した環境に変化

【生息数増加の要因】

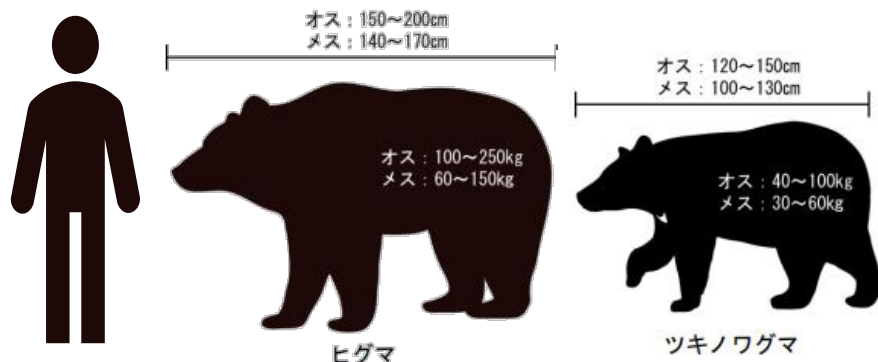
- 個体群の回復を目的とした保護管理施策
（1990年代以降に取り組まれた狩猟の自粛・規制、放獣の推進、自然増加率を目安として捕獲数を設定してきたこと等）
- 分布が集落周辺まで拡大し、そこで個体の定着が進んでいる

市街地を避けずに行動する個体、集落へ侵入する個体の増加

**クマの生息地である山林内に加えて、市街地等での人身被害が増加
人家等への侵入、人家の敷地内での人身被害の発生**

クマの生態について

身体的特徴



- 大きな犬歯を持つが、食べ物は植物質中心のため、大臼歯は食べ物をすりつぶすのに適した形状
- 上腕の筋肉が発達しており、可動域の広い関節と鋭い爪をもつため、ヒグマのオス成獣の様な体が大きい個体を除き、木登りが得意である
- 嗅覚が非常に優れ、聴覚も発達していると言われている
- 群れを作らず、単独や親子で行動。大半のクマは警戒心が強く、人を避けて生活する

分布

• ヒグマ：北海道

• ツキノワグマ：本州、四国

※ 四国は分布域が縮小、九州は絶滅

食性

- 山菜、草本類
- 衰弱死したシカの死体等

- 草本類
- アリ等の昆虫類
- イチゴ類・サクランボ等の果実類
- シカの新生子

- ブナ・ミズナラ等の堅果類
- ヤマブドウ・サルナシ等の果実類
- サケ類（特にヒグマ）

春

夏

秋

冬

生活史

- 冬眠明け

- 繁殖
- 子別れ
- 分散

- 飽食期

- 冬眠入り

- 出産

※ 堅果類が不作時には行動圏が拡大し、人の生活圏への出没が増加する要因となる。

※ 分散は若いオスが春から夏に人の生活圏への出没が増加する要因となる。

	子育て期間（平均）	出産頭数（平均）
ヒグマ	1～2年半	1～3頭
ツキノワグマ	1年半	1～2頭

クマの餌資源

- クマは雑食性
- 季節に応じて、そのとき手に入る様々なものを食べる
- 最近はニホンジカ（死骸や幼獣）の捕食も多い

特定の餌への**強い執着**を示す傾向があり、**問題個体化**する場合がある

“スイッチが入る”

クマを引き寄せる餌に注意



人の生活圏にクマを誘引するもの

市街地や集落など、住宅周辺の誘引物

果樹（カキ、クリ、クワなど）

公園等の樹木がつける実（スダジイ、アベアキなど）

ハチの巣、自家養蜂（民家の軒下や墓石など）

生ごみ（残飯、廃油、食用油）

コンポスト

ペットフード

ぬか漬けなどの発酵食品

ペンキなどの塗料

農地周辺の誘引物

農作物（果樹、飼料作物、野菜など）

農作物の放棄残渣（廃果、野菜くずなど）

有機肥料、油かす

養蜂場の巣箱

家畜飼料、家畜（牛舎、豚舎、鶏舎など）

養魚飼料、養殖魚

燃料（ガソリンや混合油など）

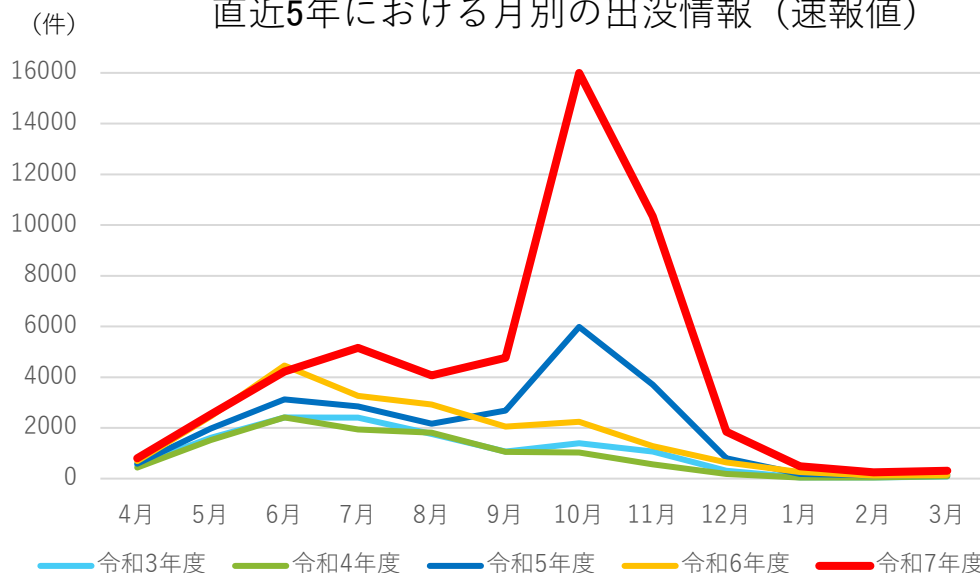
クマの出没や被害状況について

- 令和7年度は、出没情報件数、人身被害者数、死亡者数が過去最多となった。

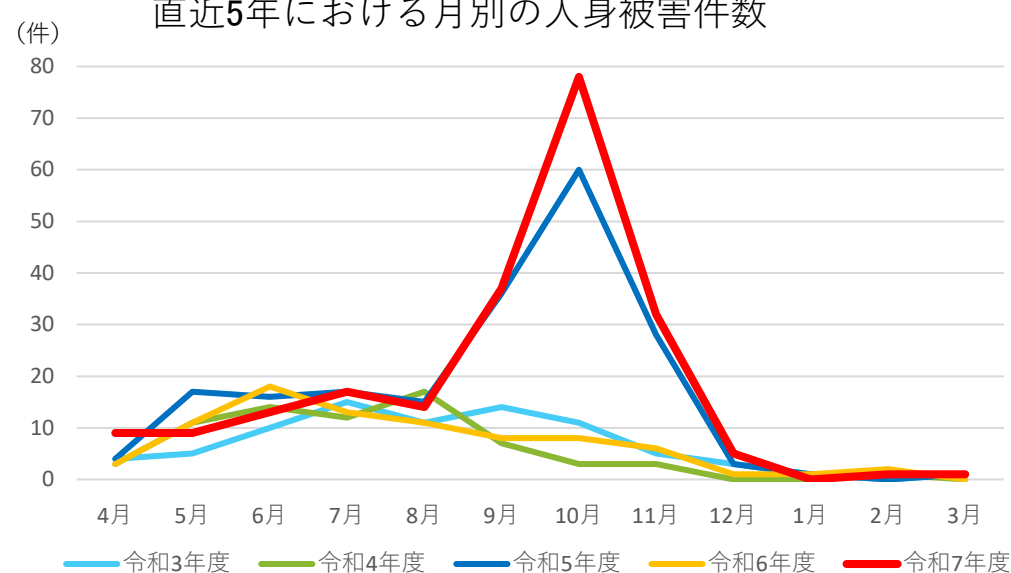
	出没情報(速報値) (4月～3月)	人身被害件数 (4月～3月)	人身被害者数 (4月～3月)	死亡者数 (4月～3月)
令和7年度	50,801(35,395)	216(146)	238(158)	13(10)
令和6年度	20,513(6,723)	82(34)	85(35)	3(3)
令和5年度	24,348(13,584)	198(141)	219(153)	6(2)

括弧内は東北6県分

直近5年における月別の出没情報（速報値）



直近5年における月別の人身被害件数

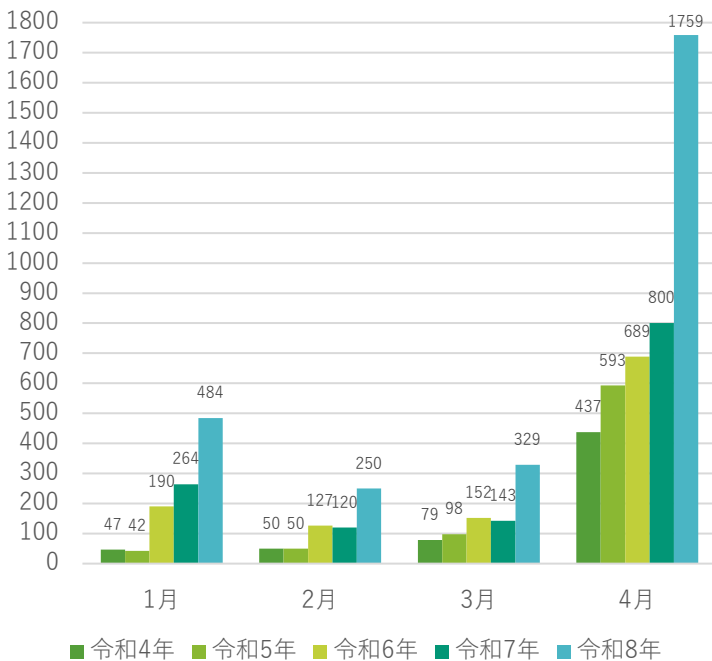


※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

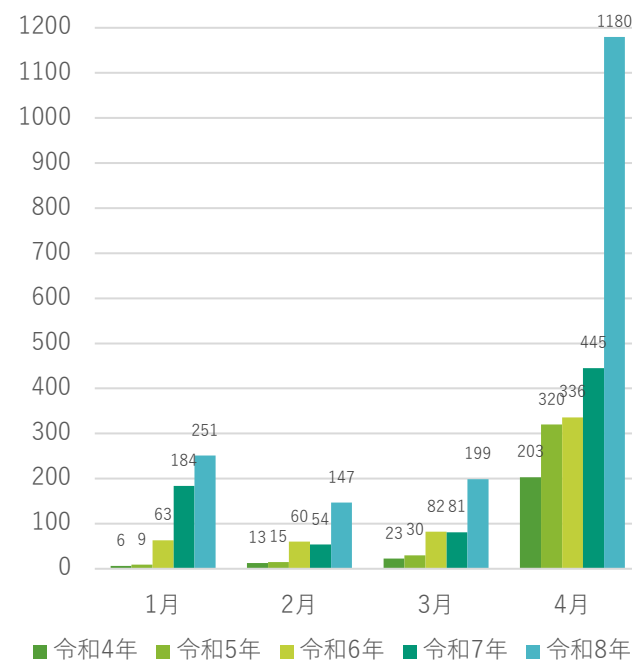
1～4月の出没状況

- 令和8年の1～4月は令和6年、7年の同期間に比べて、出没情報が多い。（2～4月は2倍超）
- 専門家からは「令和7年秋の大量出没時に捕獲できなかった個体が、一定数、市街地等の周辺に残存している可能性がある」との指摘。

(件) 1月～4月の出没情報の推移・全国 (速報値)



(件) 1月～4月の出没情報の推移・東北6県 (速報値)



3月・4月・5月のクマによる被害者数・全国

	3月	4月	5月
令和8年	1 (0)	6 (1)	14 (3)
令和7年	0 (0)	11 (0)	10 (0)
令和6年	1 (0)	3 (0)	13 (1)
令和5年	0 (0)	5 (0)	17 (1)
令和4年	2 (0)	3 (0)	12 (1)

3月・4月・5月のクマによる被害者数・東北6県

	3月	4月	5月
令和8年	1 (0)	4 (1)	14 (4)
令和7年	0 (0)	3 (0)	5 (0)
令和6年	0 (0)	1 (0)	8 (1)
令和5年	0 (0)	4 (0)	13 (0)
令和4年	0 (0)	2 (0)	12 (1)

括弧内は死者数（被害者数の内数）

東北6県におけるクマの捕獲状況

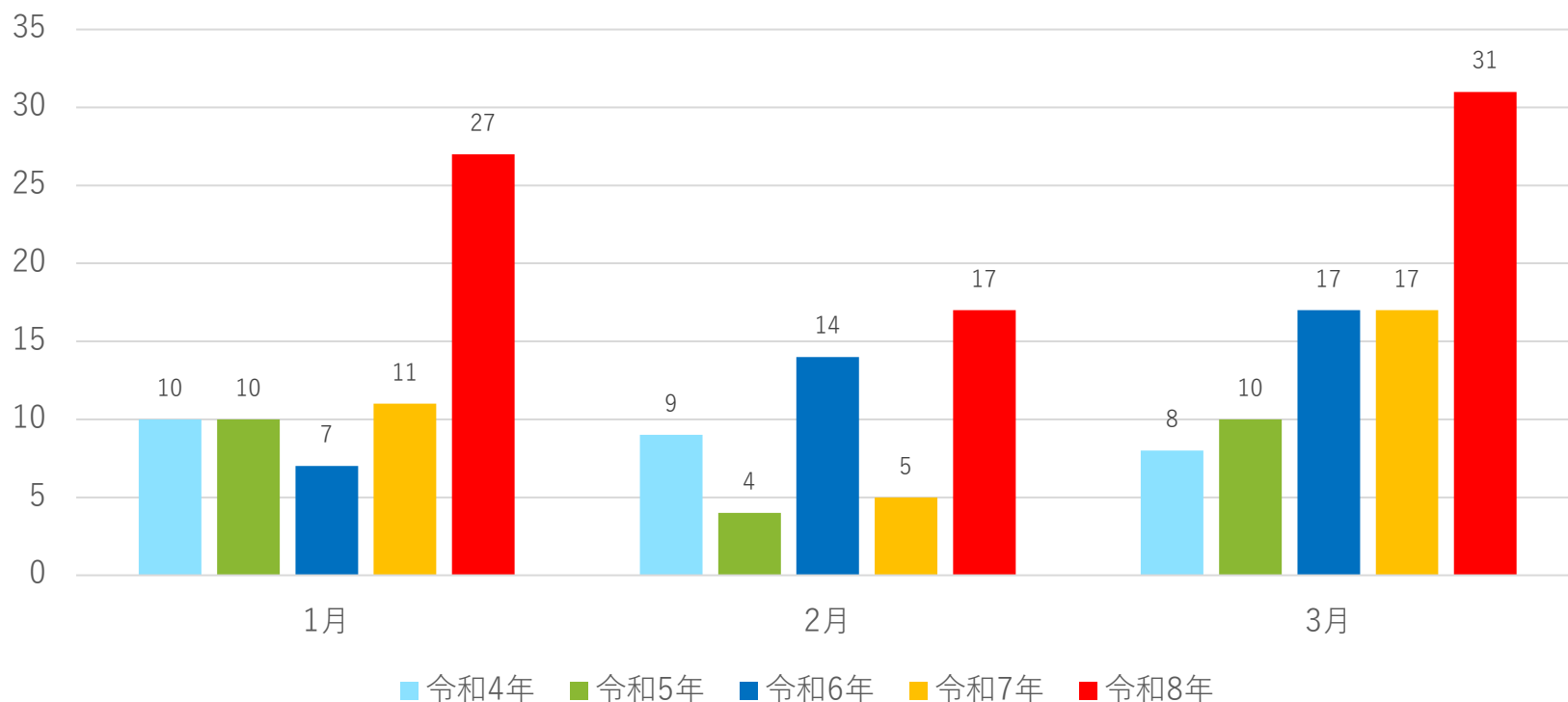
- 令和7年度は過去最高の許可捕獲数（8,849頭）となった。
- 秋に大量出沒した令和5年及び令和7年は許可捕獲数が多い。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	推定生息数 (公表年度)
青森県	625	109	1,248	1,614 (令和4年度)
岩手県	804	426	1,139	3,700 (令和2年度)
宮城県	238	95	505	3,147 (令和2年度)
秋田県	2,185	382	2,690	3,900 (令和7年度)
山形県	777	239	1,589	2,300 (令和3年度)
福島県	887	509	1,678	5,576 (令和2年度)
合計	5,516	1,760	8,849	

1～3月のクマの許可捕獲数の推移

- 令和8年は、1～3月の許可捕獲数が多い傾向であった。

1月～3月の許可捕獲数の推移（速報値）



出没時の対応 緊急銃猟

- 2025年の鳥獣保護管理法の改正で制度化
- 人の日常生活圏においてクマ・イノシシが侵入し、一定の条件※を満たす場合に実施可能
- 一定の要件を満たす捕獲者が実施する必要があること、緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止する措置をとることなどが法令で定められており、実施するにあたっての条件を正しく理解しておくことが必要
- 緊急銃猟は、実包のみならず、麻酔銃猟も可能

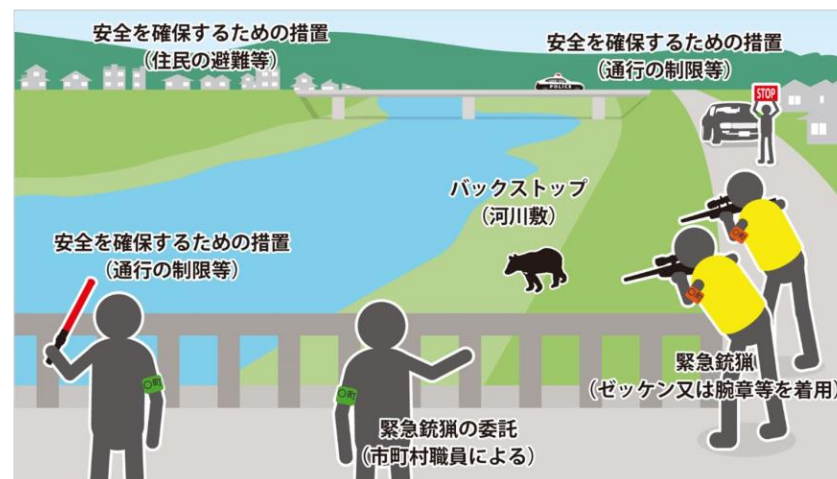
緊急銃猟ガイドライン

(2026年3月改訂)



緊急銃猟を実施するための4つの条件

- 1 クマやイノシシが人の日常生活圏に侵入していること
※侵入するおそれ大きいことを含む。
- 2 クマやイノシシによる人命または身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること
- 4 住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと



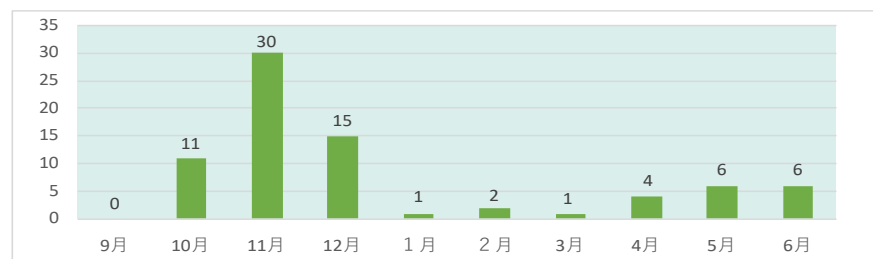
安全確保措置が実施されているイメージ

緊急銃猟の実施状況（概況）

●緊急銃猟の発砲まで至った実施件数(都道府県ごと)

都道府県	発砲した 事例件数	ライフル・散弾銃 による銃猟 (箱わなの止めさし以外)	箱わなの止めさし	麻酔銃による銃猟
山形県	19	17	1	1
新潟県	16	9	3	4
秋田県	7	3	0	4
富山県	7	6	0	1
岩手県	5	4	0	1
福島県	5	1	2	2
宮城県	4	3	0	1
青森県	3	3	0	0
群馬県	3	1	2	0
福井県	3	3	0	0
北海道	2	2	0	0
埼玉県	1	1	0	0
石川県	1	1	0	0
合計	76	54	8	14

●実施件数(月ごと)



●実施件数(場所ごと)

場所	件数	屋外	屋内 (建物敷地内を含む)
市街地	62	52	10
農地	7	6	1
河川付近	4	4	
公園	1	1	
山林	1	1	
道路	1	1	
合計	76	65	11

●実施件数(獣種ごと)

獣種	件数
ヒグマ	2
ツキノワグマ	70
イノシシ	4

●実施件数(年度ごと)

年度	令和7年	令和8年
件数	60	16

クマ被害対策パッケージ（概要）

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態**となっていることを踏まえ、関係省庁連携による**緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージ**の実施により、**国民の命と暮らしを守る**。
- **人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等において捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現する**。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急に対応すること（★は着手済）

- ★緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣（環境省）
- ★警察によるライフル銃を使用したクマの駆除（警察庁）
- ★緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく（環境省）
- ★都道府県・市町村等と連携した出沒時の安全確保（警察庁、文部科学省）
- 自衛隊OB、警察OB等への協力要請（環境省、防衛省、警察庁）
- ★学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等（文部科学省、環境省）
- ★効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成（環境省）
- ★自治体職員による捕獲従事等に関する通知発信（環境省、総務省）
- ★インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等（環境省、観光庁）
- ★農林業従事者の安全確保の徹底（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- 春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底（環境省、農林水産省、総務省）
- ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援（環境省）
- クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備（警察庁）
- 市街地等での適切な麻酔銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出沒防止対策に関する情報提供（環境省、農林水産省）
- 緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出沒情報の提供等（環境省、農林水産省、林野庁）
- 河川における出沒対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- 自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成（環境省、農林水産省）
- クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等（環境省）
- 適切な個体数管理のための統一的な手法による個体数推定（環境省）
- 堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信（環境省、林野庁）
- 保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出沒対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

クマと遭遇するパターン



○クマの捕獲強化

- ・市街地や農地への出没個体及び管理強化エリアでの捕獲の強化の支援

○住民等の安全確保

- ・警察による都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保
- ・教職員等への研修会、登下校見守りにかかるクマ対応消耗品支援
- ・各国立公園におけるクマ対策マニュアルの策定・改訂及び安全対策の強化

○注意喚起・情報発信

- ・全国紙及び地方紙を対象に、山菜採り時の注意事項等を掲載
- ・クマに関する児童向けの動画・保護者向けのパンフレット等を作成
- ・国立公園内の利用拠点施設、観光案内所等へのクマ注意喚起ポスター（日英）の配布
- ・東北地方において都道府県の部長級会議開催（P.東北確認）
- ・関係省庁の支分部局連絡会議の開催

○緊急対応体制の整備・出没防止対策の実施

- ・緊急銃猟の実施体制の整備や実施の支援
- ・箱わな・クマ撃退スプレー等の資機材の確保支援
- ・ガバメントハンターの雇用の支援
- ・警察官の装備資機材の整備等
- ・放任果樹の伐採の支援
- ・河川の樹木伐採や草木の踏み倒し

○クマの調査

- ・全国で統一的な手法によるクマの生息状況調査・個体数推定の実施（令和8年度は東北地方の個体群を調査を実施）

- クマの保護・管理を進めるためには、関係機関や団体、地域住民等の理解と協力が必要
- クマに関する正しい知識、被害防止のための必要な情報（電気柵等の設置方法、誘引物の除去等）の発信を行う
- また、クマの生息地内での突発的な遭遇を回避するため、森林内での作業員や登山者・観光客等に遭遇しないための方法や遭遇した際の対処法についての普及啓発を行う



クマと共存するために
ークマを知って事故を防ごう！



クマに注意
ー思わぬ事故をさけようー



各地でクマの出没が相次いでいることを踏まえ、基本的な注意事項や対処法等を広く周知するため、情報発信を行う。

1. 山菜採りに出かける方々向けの注意喚起

(1) 新聞一面広告 (5月23日・24日)

- ・山菜採りに出かける方々向けに、全国紙、ブロック紙、地方紙(北海道や東北など、クマの出没情報が多い地域)に掲載
- ・また、農業従事者向けに、日本農業新聞にも掲載

(2) インターネット静止画バナー広告(Yahoo!など、5月26日～)



(新聞広告)

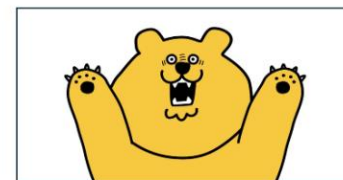


(静止画バナー広告)

2. 児童生徒・保護者の方々向けの注意喚起

(1) 注意喚起動画の作成

- ① 学校の1人1台端末(GIGA端末)で視聴できるように全国の児童生徒へ提供
- ② インターネット動画バナー広告(Instagram、6月上旬目途)文科省HPに動画を掲載し、バナーから誘導



(注意喚起動画)

(2) リーフレットの作成

- ① クマと遭遇しないための注意事項等を記載したリーフレット(チラシ)を制作
地域の小中学校で配布
- ② インターネット静止画バナー広告(LINE、Facebookなど、5月下旬目途)文科省HPにリーフレットを掲載し、バナーから誘導



(児童生徒・保護者向け静止画バナー広告)

クマに
ご注意ください。



山菜採りに行く
みなさん。

山菜採りに夢中になると、知らないうちに、クマとの距離が縮まっているかもしれません。
毎年、山でのクマ被害のうち、山菜採り中の被害件数が最も多く、たくさんの犠牲者が出ています。
クマに出会わない対策、命を守る行動を、ご確認ください。

クマに出会わないための6ヶ条

- | | | |
|--|---|--|
| <p>① 出没情報を
事前に確認する
お住まいの自治体の発表を確認し、
目撃・出没情報があれば行くのを控える。</p> | <p>② 1人で行動しない
複数人で山に入るのはもちろん、
山菜採りに夢中になり同行者と離れないように。</p> | <p>③ 早朝・夕方を選べる
明け方や日の入り前後は、
クマの行動が活発になります。</p> |
| <p>④ ラジオや鈴を鳴らし続ける
たえず音を鳴らすように。
立ち止まると鈴は鳴らない点にも要注意です。</p> | <p>⑤ 常に周りを注意する
クマは木登りが得意なため、頭上にも気を配りましょう。</p> | <p>⑥ 痕跡を見つけたら
静かに立ち去る
フンや足跡、爪痕を見つけたら、
近くにクマがいる可能性があります。</p> |



政府広報 | 環境省

スマートフォンで右の二次元コードを読み取ると、クマの出没情報などの詳しい内容をご覧いただけます。



出会ってしまった場合には・・・

○ 正しい対処方法

- 慌てず、ゆっくり移動する
- クマ撃退スプレーを使用する
- 人の生活圏では電柱・車等、クマと人の間に遮蔽物を挟むように移動する
- 近くの車や、民家に助けを求める

★³襲われそうになった場合は、防御姿勢をとる

× してはいけないこと

- クマに対して大きな声や音を出して威嚇する
- 背中を見せ、走り出す
- クマに対して物を投げたりして、刺激を与える
- リュックやかばんを置いて逃げる
食べ物が入っていた場合、意図しない餌付け行為につながります

～クマ撃退スプレーは適切に～

クマ撃退スプレーを実際に使用するのはクマが目の前にいる状況です。冷静な行動や判断をすることは非常に難しいと考えられます。射程、使用方法は事前に確認しておきましょう。

～襲われそうになったら～

クマによる受傷部位の77%は頭部と言われています。出会い頭の遭遇により攻撃を受けそうになった場合、防御姿勢をとりましょう。うつ伏せになり、顔、胸、腹部の急所を守ることで致命傷を防ぐことが重要です。



防御姿勢の取り方